

令和 8 年度 第 1 回芦屋市打出財産区共有財産管理委員会 会議録

日 時	令和 8 年 5 月 2 5 日（月）午前 1 0 時～午前 1 1 時
場 所	東館 3 階 災害対策本部室(中会議室)
委員出席者	細谷昌巳委員長、樋口勝紀副委員長、朝比奈 洋委員、 阪口輝紀委員、寺本慎兒委員、灘本二三夫委員、松本隆夫委員、 天王寺谷充康委員、織田信也委員、福井利道委員、山村剛史委員
委員欠席者	極楽地太一委員、天王寺谷昭博委員、杉本光仁委員、馬場重行委員
市側出席者 事 務 局	岡崎総務部長 総務課：篠原主幹、柿原係長
会議の公開	公開
傍 聴 者 数	1 人

【会議次第】

1 あいさつ

2 報告事項

- (1) 令和 7 年度 打出芦屋財産区共有財産会計決算(見込)について
- (2) 令和 8 年度 打出芦屋財産区共有財産会計予算について

3 協議事項

- (1) 打出芦屋財産区山車維持管理費助成要綱改正について
- (2) 行政視察について

4 その他

事務局	本日の委員会につきましては、傍聴を希望される方が 1 名いらっしゃいます。 本日の委員会の審議事項につきましては、議事次第のとおり
-----	---

	で、審議事項に非公開情報が含まれるものではないことから、傍聴希望について、委員長の確認をお願いしたいと思います。
細谷委員長	それでは議事に入ります前に確認をいたします。 本日の審議事項は、議事次第のとおりであり、審議事項に非公開情報が含まれるものではないことから、傍聴を了解したいと思います。
— 傍聴人入室 —	
事務局	傍聴人の方には、遵守事項というのがテーブルの上に置いてありますが、そちらの御確認をお願いします。 傍聴人の方は、委員長の指示に従うほか、遵守事項を守っていただかなければなりません。また、遵守事項を守らないなど、会議の秩序を乱した場合には、退場となる場合があります。 会議次第は配付資料ですのでお持ち帰りいただいて結構です。その他の資料、机の上にある資料は閲覧資料ですので、退室時には持ち帰らないようにお願いしたいと思います。 それでは、委員長、議事進行をお願いいたします。
細谷委員長	それでは、ただ今から、芦屋市打出芦屋財産区共有財産管理委員会を開催いたします。開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。
— 細谷委員長委員長あいさつ —	
事務局	それでは、委員長、議事の進行をお願いしたいと思います。
細谷委員長	議事に入ります前に出席者を確認いたします。 本日は定員１５名中１１名の出席があり、本委員会は成立いたしております。 議事録署名委員は、慣例によりまして、朝比奈 洋委員と山村剛史委員をお願いしたいと思います。よろしく願います。 それでは、報告事項(1)「令和７年度打出芦屋財産区特別会計

	決算（見込）について」お願いします。
－「令和７年度打出芦屋財産区特別会計決算（見込）について」説明－	
細谷委員長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等あればお願いします。
松本委員	歳出のところの、資料１－２の業務委託料１３１万４，５００円ですが、ここに「除草等」と入っていますが、この「等」というのは、どんなものが含まれるのですか。
事務局	これは除草で切ってもいいのですが、関連する作業の意味合いも含めて、最後に「等」という表現にしたものです。
松本委員	分かりました。ありがとうございます。
福井委員	資料１－４、積立金の利子明細の作成ありがとうございます。利子も上がってきているし、運用もうまいことやって頂いて、利子が一定伸びてきています。今後、満期のタイミングと定期の年数を資料の備考欄に追記をお願いします。
事務局	承知しました。定期預金は、今は金利が上昇傾向にあるので、会計管理者が短期間の定期預金で運用しています。
福井委員	分かりました。
寺本委員	先ほどの委託料の件ですが、業務委託を伐採・剪定・除草等で１３１万円ですが、これ前年度決算は１８０万円ぐらいで、大分減っていますが、これは季節的な要因でしょうか。
事務局	令和７年度では、一部の樹木伐採・撤去を工事請負費で執行しています。 委託料の１，３１４，５００円の中で樹木の伐採・撤去も行っておりますが、かなり高さのある木で、１本当たりの伐採費用が高額になるものについては、工事請負費で支出しています。工事請負費で９８万２，３００円ありますので、合計すると２００万円を超える形で執行しています。 前回の委員会で説明しましたが、植林された森林の管

	理をやっているような職人の方を呼んできて伐採するということになりますので1本当たりかなり費用がかかる状況が発生しています。
寺本委員	業務委託料の範囲で収まらないような伐採については、工事請負費で執行したという意味ですね。分かりました。 それから、奥山防護網改修工事の事故繰越の件ですが、650万円ほど繰越額より安くなっていますが、この大きな理由は何でしょうか。
事務局	前回委員会で説明しましたとおり想定外の地盤箇所があり、事故繰越となりました。その想定外の地盤範囲を見込んで、予算を算定していたのですが、前回委員会で説明しました部分だけで、他に想定外の地盤がなく、工事がうまく進捗したことから、このような工事費に収まったというところでございます。
細谷委員長	行政視察で見に行きましたけれども安全であるということですか。
事務局	今のところは特に問題はないと聞いています。
細谷委員長	大雨によりまた、崩落するというようなことはないのでしょうか。
事務局	以前崩落したときは、風で木が揺らされて木の根元の土砂が崩落して、木と土砂が一緒に落ちるというような状況でした。 今回は、防護網設置に際して、余分な木は伐採して、網で崖を押さえ込んでいますので、当分の間は大丈夫だと思います。 これから梅雨・台風の時期になりますので、他の財産区所有地と同様に点検・確認等行ってまいります。
細谷委員長	大雨等により芦屋川の川底がえぐれるというような状況はあるのでしょうか。
事務局	芦屋川の場合、大雨等で山から流れた土砂が川底にたまっていく形になっています。この土砂を砂防堰堤で止めています。 芦有道路の芦屋ゲート横の堰堤では、たまった土砂を取り除

	く工事を行ったことがあります。 大雨等で流されてきた土砂が川底にたまる、あるいは崩れた岩石が川底にたまるみたいな形になります。
細谷委員長	他に何かありますでしょうか。
福井委員	今回の工事の防護網で何年間は、大丈夫ですというような保証とかついているのでしょうか。
事務局	確認はしますが、施工場所の環境の影響も大きいことから、何年保証というものにはなっていないと思います。
福井委員	1～2年でボルトとか抜けたら、施工業者の責任で工事を行ってもらわないといけません。
事務局	確認いたします。
福井委員	前回の委員会で阪口委員がおっしゃったように水道施設の貸付料に対する要望は行ったのでしょうか。
事務局	水道部への貸付については、上水道設備ということもあり、かなり以前から貸付料据置きという形になっておりました。水道部には、貸付料について協議したいということは申し入れましたが、上水道設備の場合、国や県から借りているところでも貸付料を免除されている場合があるとのことです。他の地域の財産区の取り扱い等も確認して、協議を進めていこうと考えています。
福井委員	財産区の成り立ちが、国・県とは全く違うということ、今後、共有山でもお金が要るだろうということ、あと打出と芦屋の旧の集落の中で財産を維持するためにも、貸付料収入で共有山を維持するという考え方もあるので、このことに関しては水道部にも理解を持ってもらわないといけないので、またよろしくをお願いします。
細谷委員長	他に何かありますでしょうか。 報告事項（１）「令和７年度打出芦屋財産区会計決算（見込）について」は、了解いたしました。

	次に、報告事項（２）「令和８年度打出芦屋財産区会計予算について」事務局から説明をお願いします。
－「令和８年度打出芦屋財産区会計予算について」説明－	
細谷委員長	ただいまの説明について、御意見、御質問等がございますか。 この松くい虫対策を行っている地域というのは、集中しているのでしょうか、分散しているのでしょうか。
事務局	作業効率もありますので、ハイキング道沿線を中心に実施しています。先週金曜日に奥池町で松が倒れそうだということで、現地を見に行く際に付近の山を見ましたところ、ちょうど春で、若葉が茂ってきており、枯れた木とかは、はっきり分かるようになってきました。かなり多くの枯木があるというのは感じました。
細谷委員長	毎年１００万円ずつぐらいは対策費として必要となるということですね。
事務局	県からの補助金が縮小傾向にありますので、全体の規模としては縮小の方向に動いています。
阪口委員	先ほど福井委員からもあった上水道施設周辺の落石防護施設の件ですが、賃貸料の増額もそうですが、保険を考えるか、若しくは、賃貸の契約の内容ですね、上水道施設の周辺の災害対策も水道部の負担でしていただくというようなことも合わせて共有いただければと思います。
事務局	水道部との協議になりますが、水道部としては借りている土地の外側から崩れてきているという話になりますので、難しいのではないかと思います。

阪口委員	借りている部分以外から崩れてきているけれども、借りている部分の管理としてやるわけですから、当然、上水道施設周辺の対策工事に関しては水道部も負担をお願いしたい。 財産区負担ということであれば、数回発生すれば、財産区の資金も枯渇します。 協議するっていうことに関しても、きちんと期限を決めて協議していただきたいと思います。 アクチュアリーに保険料を試算していただいたらよいと思います。 多分、特殊な保険になると思うので、保険会社に言っても、やってませんって言われると思います。
事務局	保険につきましては、確認します。
細谷委員長	ほかに何かございますか。それではよろしいでしょうか。 他にないようですので、報告事項（２）「令和８年度打出芦屋財産区会計予算について」了解いたしました。 次に、協議事項（１）「打出芦屋財産区山車維持管理費助成要綱改正について」事務局から説明をお願いします。
－「打出芦屋財産区山車維持管理費助成要綱改正について」説明－	
細谷委員長	ありがとうございます。何か質問等、意見はございますか。
松本委員	この新しい改正後の事業計画とか収支計画とかいろいろ書いてありますが、この様式のひな形というものは、もう作成されているのでしょうか。
事務局	要綱(案)・様式等につきましては、法制担当と協議を行っています。様式等他の補助金の標準的な様式がありますので、それに合やす形になりますが、文言等につきましては、この委員会で了解いただいたのちに、法制担当と最終的な協議を行いたいと思っております。
松本委員	分かりました。また提示いただけるのですかね。
事務局	次回８月の委員会には、法制担当との協議が終了した形で、

	改正された要綱をお示しできるかと思っています。
樋口副委員長	改正要綱は、今年から適用ということですか。
事務局	令和８年度から適用したいと思っています。
細谷委員長	説明会は実施しないのですか。
事務局	今まで手続きの「手引き」がありませんでした。 ここはこう書いてくださいとか、こういうふうにしてくださいという「手引き」を作って、それと一緒にお渡ししようかと思っています。できる限り分かりやすいようにしようと思っています。 メールで申請書をお送りしまして、今まで手書きでしたが、パソコン出力でも構わないよというような形でしようかと考えております。
委員長	わかりました。
阪口委員	電子申請は考えているのですか。
事務局	メールで申請書一式をお送りしますので、直接入力していただけるようにはします。
阪口委員	半電子申請みたいなものですか。
事務局	完全な電子申請は難しいと考えています。
細谷委員長	分かりました。ありがとうございます。他に、質問等がございますか。
寺本委員	一番気になるのは、その助成対象となる経費ですね。これを割と細かく示していただいたほうが混乱しないかなというふうに思います。一般的な助成金と同じように、予算総額があつて、助成対象額があつて、助成対象額が３５万円を超えるものであつても、助成上限額は３５万円が上限という流れでいいわけですね。
事務局	はい、そうです。そのことも「手引き」で明確にしたいと思っています。
寺本委員	それから、年間スケジュールですが、交付申請の時期とか、

	交付決定の時期、執行の時期とかいうのは、大体イメージされているのですか。
事務局	例年、６月に申請いただいております。 その後助成金の交付を行い、１０月の秋祭りが終わった後、その年度の事業としては、大体終わりますので、その段階で、決算・事業報告をお出しいただくという形を今までも取っています。その流れは大きく変わることはないかと思います。
寺本委員	年度末に実績報告を出すのではなくて、もっと早い段階で実績を報告するということですか。
事務局	秋祭り終わった後ぐらいです。１２月末までには提出いただく形になっています。
福井委員	助成要綱の文章は変えないのですか。
事務局	年度途中で事業計画に変更があった場合の取り扱いについて、条文を追加する形になります。
福井委員	団体が集まる機会がありますので、そこで改正の経緯と、今年度から増額の説明をしてもらったらありがたいと思います。
事務局	了解しました。調整します。
細谷委員長	あとはよろしいですか。ありがとうございました。 次に、協議事項（２）「行政視察について」事務局から説明をお願いします。
－「行政視察について」説明－	
細谷委員長	視察候補地があれば、次回までに事務局に連絡をするということですね。
事務局	相手方との日程調整もありますので、６月中にお願いします。 また、事務局でも候補地を幾つか探したいと思っています。視察に来られた三田市三輪財産区へも問い合わせて、視察候補地を提案したいと思っています。
細谷委員長	他に御質問・御意見等はございませんでしょうか。

	それではないようですので、協議事項（２）「行政視察について」は、事務局に視察候補地の調査をお願いします。 その他として、何かありますか。
事務局	本日の審議いただく事項は以上でございます。 次回は、例年どおり８月頃を予定しております。お盆の前後になるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。
細谷委員長	それでは、本日の予定は以上でございます。 署名委員に選ばれた委員におかれましては、後日議事録に署名をお願いいたします。 これを持ちまして、本日の委員会を終了します。